

新株発行の効力発生日は 「払込期日」に

制度調査部
横山 淳

【要約】

2004年6月に株券不発行制度に関する法改正が行われ、10月1日以降、未公開会社については株券のペーパーレス化が可能となっている。

この法改正では、株券不発行制度以外にも商法の改正が行われており、その一つに新株発行の効力発生時期の改正がある。

2004年10月1日以降は、新株発行は払込期日（従来は払込期日の翌日）に効力が発生し、株式の譲渡等が可能となる。

はじめに

2004年6月に成立した「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、株式等決済合理化法）により、株券不発行制度導入のための関連法律が整備されている¹。

これを受けて2004年10月1日からは未公開会社について株券をペーパーレス化することが可能となっている。つまり、未公開会社については、株主総会を開き、定款変更を行えば、株券不発行制度を採用することができるようになったのである。

他方、上場・公開会社については、現時点では未だ株券不発行制度を採用することはできない²。

それでは、上場・公開会社については、今回の法改正は当面無関係か、ということそうではない。実は、株式等決済合理化法では、株券不発行制度以外にも法改正が行われており、そのうち商法部分に関しては10月1日から上場・公開会社にも適用されている。その一つとして、「新株発行の効力発生時期」の改正がある。

本稿は、株式等決済合理化法による株券不発行制度以外の商法改正に関する質問が制度調査部に寄せられたことを受けて、その概要を紹介するものである。

¹ 株券不発行制度の概要については、拙稿「株券ペーパーレス化法案（概要篇）」（2004年4月9日付DIR制度調査部情報）などを参照されたい。

² 上場・公開会社については、株式等決済合理化法の公布日（2004年6月9日）から5年以内の政令で定める日に一斉に株券不発行制度に移行することが予定されている。

「新株発行の効力発生時期」（新株の引受人が株主となる時期）

会社が新株を発行する場合、どの時点で新株発行の効力が発生して、新株の引受人が株主となるのか、という問題がある。

商法では、従来は、新株発行は払込期日の翌日に効力が発生して、新株の引受人は株主となるものと定めていたが、株式等決済合理化法による改正で、新株発行の払込期日に効力が発生して、新株の引受人は株主となるものと改められた³（商法 280 ノ 9 ）。

例えば、11月30日を払込期日とする新株の発行が行われるとする。改正前であれば、新株発行の効力が発生して、払込みを行った新株引受人が株主となるのは、12月1日であった。それが、改正後は、11月30日に効力が発生することになる。発行した株式の譲渡等も、11月30日から（商法上は）可能となる。

なお、新株発行の効力発生時期についての規定は、自己株式の処分についても準用されている（商法 211 ）。その結果、自己株式処分の効力発生時期（つまり、自己株式を買い受けた者が株主となる時期）も、同様に、その自己株式処分についての払込期日ということになる。

経過措置

新株発行の効力発生時期が改正されたことに伴い、次のような経過措置が講じられている（附則 36 条 21 項）。

一部施行日の前日（2004年9月30日）を払込期日として新株の発行又は自己株式の処分をした場合においては、当該新株又は自己株式の引受人は、一部施行日（2004年10月1日）から株主となる。

つまり、払込期日が2004年9月30日までの場合はその払込期日の翌日が、2004年10月1日以降の場合はその払込期日が、新株発行（又は自己株式処分）の効力発生日ということになる。

³ なお、こうした改正が行われた趣旨を法務省の担当官は次のように説明している。

「……株式の効力が発生する時期も払込期日の翌日となるため、新しく発行された株式を払込期日において譲渡等することができない。この点は、迅速な取引を可能とすることが要請される上場会社の株式等においては特に不都合である。他方で、株式の払込みや現物出資が行われた以上は、払込期日の当日に株式を譲渡することを許容しても、何ら不都合は生じない。……」（始関正光「電子公告制度・株券等不発行制度の導入〔 〕」（『商事法務』No.1709、2004年9月25日）p.29）